改正後	改正前
18 フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　令第三条第一項第三十六号イ、ロ、ハからルまで及びワに掲げる者の監督に関すること。 二　［略］	16 ［同上］ 一　令第三条第一項第三十六号イ、ロ、ハからヌまで及びヲに掲げる者の監督に関すること。 二　［同上］
19・20 ［略］	17・18 ［同上］
21 企画官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。	19 検査企画官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
22～27 ［略］	20～25 ［同上］
28 金融行政相談官は、命を受けて、金融サービス利用者相談室の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務のうち専門的事項に係る事務に従事する。	［項を加える。］
（主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十一人（うち百八十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官二十三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十一人（うち百八十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2～8 略］	［2～8 同上］
（主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十八人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年七月一日から施行する。

○内閣府令第五十六号

公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）第一条第二項の規定に基づき、公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月三十日　内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（審査検査課） **第三条**　［略］	（審査検査課） **第三条**　［同上］
2 ［略］	2 ［同上］
3 審査検査課に、公認会計士監査検査室を置く。	［項を加える。］
4 公認会計士監査検査室は、審査検査課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　第一項第二号の報告及び資料の徴収（検査に関して行われるものに限る。）に関すること。 二　検査の計画の立案及び実施に関すること。 三　検査の事務に従事する職員の訓練並びに検査の事務の指導及び監督に関すること。 四　検査の結果の分析に関すること。	［項を加える。］
5 公認会計士監査検査室に、室長を置く。	（公認会計士監査審査官の職務） **第六条**　公認会計士監査審査官は、命を受けて、審査検査課の所掌事務のうち重要事項についての調整、検査の計画の立案並びに検査の実施に必要な資料及び情報の収集整理に関する事務に従事する。
（公認会計士監査審査官の職務） **第六条**　公認会計士監査審査官は、命を受けて、審査検査課の所掌事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年七月一日から施行する。